

ふたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市北区北7条西6丁目2-34 SKビル7F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2010年12月号 (Vol. 100)

年 末 調 整

1年に一度の年末調整は誤りも起きやすいので、今一度確認しておきましょう。間違いのないよう効率的に進めるためには、「扶養控除申告書」「保険料控除申告書」に記載漏れなどが無いよう、あらかじめ社員の方々によく説明し、正しく記載してもらうことがポイントです。

◆「同居老親等」の対象者がもれている。

同居を常況としている老親等が、病気などの治療のためたまたま入院していることによってご本人と別居している（退院後は同居する）場合は「同居老親等」に該当します。また、2世帯住宅などであっても食事を一緒にするなど日常生活を共にしているときは、「同居老親等」に該当します。

◆老人ホームに入居している親を同居老親等にしている。

この場合は、「同居老親等」に該当しません。

◆本年中に亡くなった扶養親族を対象者からはずしている。

本年は、扶養控除の対象になります。

◆年末に家族構成が変わった場合、扶養親族が変わります。

12月31日の現況において判断することになるので、年末に子供が生まれたり、結婚、離婚したりした場合に注意しましょう。夫（妻）と死別・離婚した場合の寡婦・寡夫控除の記載もれも注意します。

◆奥様のパート収入の金額に間違いがある。

奥様のパート収入の金額が違うため、後日税務署から間違いを指摘され、源泉所得税の不足分が徴収されることがあります。会社はその従業員から不足額を預って納付しなければなりません。社員の方々には12月末までの奥様のパート収入を正しく記載してもらいましょう。

○扶養控除申告書は、原則として、本年最初の給与を受ける日（1月）の前日までに会社が社員から入手しておかなければなりません。今年の年末調整のときに、来年平成23年分の扶養控除申告書をもっておくと良いでしょう。

○子ども手当等の創設に伴う所得税の改正によって、平成23年1月から扶養控除の一部が廃止されます。1月の給与支払い時は、今一度「扶養親族」を確認して支給するようにしましょう。

改正の内容は・・・①15歳以下の子供に対する扶養控除38万円が廃止

②16歳以上19歳未満の子供に対する扶養控除の上乗せ部分25万円が廃止

(例) 昨年までは、小学生の子供が2人いる場合には、扶養親族等の数の「2人」の欄を見ましたが、改正によりこの場合は「0人」の欄を見ることとなります。

年 末 年 始 お 知 ら せ

本年も大変お世話になり、本当にありがとうございました。

誠に勝手ながら、12月30日～1月3日までお休みさせていただきます。